

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 1 2 号
件 名	改正行政書士法の施行に伴う市における行政手続の適正化及び住民等の利便性の向上について
紹 介 議 員	荒井宏幸、伊藤健太郎、飯塚孝子、小柳聡、志賀泰雄、細野弘康、小泉仲之、石附幸子
要 旨	令和 8 年 1 月 1 日に施行された行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号）は、近年の許認可申請や行政処分に対する不服申立て等の各種行政手続の高度化、複雑化、並びにデジタル社会の進展（電子申請、オンライン手続等の普及）に伴う住民、事業者の利便性と手続上の障壁に対処すべく成立したものです。 本改正法においては、行政書士の使命規定が新設され、行政手続の適正な実施を通じて、国民の利便に資し、権利利益の実現に寄与する専門職であることが明示されるとともに、特定行政書士による不服申立て代理の対象範囲が拡大されました。 また、無資格者による「コンサルティング」「申請代行」等の名目を問わない違法業務に対する制限規定の明確化及び両罰規定等の抑止力強化が図られました。 これら改正法の趣旨を踏まえ、本市における行政手続の一層の適正化、デジタル化に伴う手続支援体制の拡充、並びに悪質、違法な無資格事業者による市民及び市内事業者の被害の防止を図り、市民及び市内事業者の権利利益の実現と利便性の向上に資するため、下記の事項について、適切な措置及び配慮を図っていただきますよう要望し、お願いいたします。 近年、行政手続は、目覚ましく高度化、複雑化しており、一般の市民や中小事業者が自力で正確かつ迅速に対応することが、困難な場面が増大しています。 行政救済制度（不服申立て等）自体は、整備されているものの、これを適切に理解し活用するには、高度な専門的知見が不可欠です。 （次頁につづく）
付 託 年月日 委員会	第 1 項 第 3 項 } 令和 8 年 9 月 15 日 総務常任委員会
受 理	令和 8 年 8 月 28 日 第 250 号

	また、デジタル化の推進は、利便性を向上させる一方で、ＩＣＴの利用に不安を抱える層においては、手続上の新たな障壁となっています。 特に、従来の不服申立て制度においては、申請段階で行政書士が関与していても、処分後の不服申立て手続を本人が行わない場合、弁護士以外に依頼できないという不合理が存在し、支援の継続性に課題がありました。 今般の法改正により、特定行政書士の代理業務範囲が拡大されたことは、市民及び市内事業者の手続の選択肢を増やし、権利利益の保護を確実にする重要な制度的改善です。 さらに、近年、「コンサルティング」や「申請代行」といった名義の下で、無資格者が、行政手続を行い、報酬を得る違法行為が、問題視されてきました。 法改正による両罰規定の導入等の厳罰化に伴い、行政においても、これら違法行為の排除に向けた体制整備が求められています。 以上のことから、本市におかれましても、改正法の趣旨を踏まえ、市民及び市内事業者が、安心、円滑に行政手続を行える環境の整備及び制度の周知を図っていただきたく、本請願を提出いたします。 記 1 市における行政手続及び不服申立て制度における特定行政書士の活用について、改正法により、特定行政書士の業務範囲が拡大（行政書士が作成できる書類に関する不服申立て代理への拡大）されたことを受け、本市の許認可及び行政救済制度等の各種窓口において、市民及び市内事業者が専門家の適切な支援を継続して受けられるよう、制度の周知及び適切な運用を図ること。 2 行政手続のデジタル化（ＩＣＴ化）における手続支援体制の整備について、オンライン申請、電子手続の推進に際し、ＩＴに不慣れな高齢者や中小事業者等の権利、利便が阻害されることのないよう、行政手続の適正な実施を支える「制度的担い手」としての行政書士との連携及び適切な運用を図ること。 3 無資格者による違法な行政手続の排除及び啓発の推進について、改正法において、無資格者による報酬を得て業として行う行為の禁止及び両罰規定等の抑止力が強化されたことを受け、市民及び市内事業者が「コンサルティング」等を名のる業者による損害を受けないよう、制度の周知及び適切な運用を図ること。
--	---